

## 住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

また、空き家の所有者等に対し、利活用・除却を促すための制度を拡充すること。

(2) 空き家の発生抑制に資する税制上の優遇措置や相続登記の義務化等を検討すること。

(3) 特定空家等の円滑な除却に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、様々な地域の特性に応じた取組事例や課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

3. マンションの管理適正化の推進

(1) マンションの老朽化等に対応するため、まずは所有者等の責任における自主管理を徹底させるとともに、分譲事業者や管理業者等が業界全体として管理適正化を促す仕組みを構築すること。

また、都市自治体が行うマンションの管理適正化の取組に係る支援措置を拡充すること。

(2) 「マンション管理適正化法」が改正された場合において、国が策定する基本方針については、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

4. 住宅市街地における居住環境の維持・再生や防災性・安全性の向上を図る

ため、住宅市街地総合整備事業に係る財政措置を拡充すること。

5. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、令和3年度以降も事業を継続させるとともに、財政措置を拡充すること。

6. 住宅新築資金等貸付助成事業については、償還業務完了まで必要な財政措置等を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等の取得を可能とすること。

7. 大規模自然災害の被災地における被災者の生活再建に向けた負担を軽減するため、被災住宅用地特例に係る適用期間を延長すること。